

昨年実績と比べ医療機関の約4割が ボーナスや月例給の引下げがある中で 夏と冬の ボーナス引下げを阻止



全医労は、コロナ禍で
一生懸命働いている医療
従事者の頑張りに報いる
給与やボーナスを出すよ
う病院に訴えました。

組合員みんなで力を合
わせて、給与やボーナス
の引下げを反対する署名
に取り組みました。

たくさんの署名を集めて国立病院機構と話し合いを行っ
た結果、給与やボーナスの引下げを阻止することができまし
た。

新型コロナに関わる手当の新設や
感染拡大防止のために必要な休暇を
特別休暇とすることができました。

**1人の力は小さくても、
みんなで力を合わせたら、
給与も含め職場の環境を
変えることができます。**

1. 新型コロナウイルス感染症対策従事手当の支給

●感染症患者及びその疑いがある患者の身体に接触又は接近し
て行う業務に従事した場合4,000円/日支給を確認。

2. 派遣手当の支給

●新型コロナウイルス感染症対策従事手当の対象業務及びフルー
ズ船の船内又は空港の区域内における検疫業務等に従事するた
め派遣された場合6,000円/日支給を確認。

3. 特別休暇

●新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが困
難であると認められる場合は特別休暇とすることを確認。(小学
校・中学校・高等学校・特別支援学校などの臨時休業その他の事
情により子の世話をを行うため勤務しないことがやむをえない場
合も対象)

新型コロナに感染し入院、
自宅療養になっても、
治療費を気にせず
しっかり療養できます。

新型コロナ
にも対応!!

労働組合員同士の助け合い！
とってもお得な**医労連共済**

「もしも…」の時を
しっかり保障

こんな給付も
あります
※7型に医16口の場合

だんぜん安い掛金で
ワイドな保障 **セット共済**
入院・休業・死亡・障害を保障

月掛金 セット共済	920円	1,700円	3,000円
主な 保障内容	7型+	7型+ 医療6口	7型+ 医療16口
休業保障	1,000円	2,500円	5,000円
入院保障	2,000円	5,000円	10,000円
交通事故	6,000円	9,000円	14,000円
死亡保障	100万円	100万円	100万円
不慮の事故	200万円	200万円	200万円
交通事故	400万円	400万円	400万円

※詳しくは、医労連共済のパンフレットをご覧ください。
組合員のための共済制度です **医労連共済**
ご相談・お問い合わせは
お気軽に労働組合の共済担当者まで **0120-160931**

2021年7月からの掛金を掲載しています。詳細はパンフレットをご参照ください。

休業保障 休業連続5日以上1日目
から1日5千円の給付

新型コロナウイルス感染症で
一週間休んだ場合
**7日×5千円で
3万5千円**

さらに新型コロナに感染し入
院すると入院1万円にさらに
加算あり。休業保障も合わせ
て治療費を心配せずしっかり
療養することができます。

奨学金の
返済にも
使えます

労働組合の信頼があるから！
入った人だけのお得
(労働
金庫) **ろうきん**

24時間
365日
ATM手数料
無料

財形・ローンが充実

- 財形貯蓄でコツコツ貯まる
給与からの天引きで知らない間にコツコツお金貯まるよ
- 手数料キャッシュバックでお得
ろうきん以外の金融機関や土日のATM手数料も戻ってくるよ
- 低金利ローンで返済ラクラク
組合加入でさらに低金利。自動車ローンもあるよ
お問い合わせは、組合役員まで



全医労

全日本国立医療労働組合

TEL:03-5940-8600
FAX:03-5940-8601

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-48-3
http://www.zen-iro.or.jp
E-mail:zeniro@zen-iro.or.jp



2021.4

新しい職場
ドキドキ
している
あなたへ



全医労ガイドブック

非常勤職員のみなさんへ

全医労は「労働組合」です。

労働組合とは、ひとりでは立場の弱い労働者が集まり、助け合って、働く環境をよくしようとする団体です。私たちは国立病院で働く労働者でつくる唯一の労働組合「全医労」です。

コロナ禍でもがんばっています!!
みんなが安心して働き続けられる職場に!



取材を受けた時の様子や活動の動画 ▶

医療従事者の不足・
感染の不安・医療物品の不足
いわれなき差別について
訴えました。

「職員は感染のリスクがあり、医療物品も十分とは言えない中でも、患者さんのために懸命に働いている。」

職員が安心して働ける職場にしないとイケない。人員・医療物品・財源をしっかりと確保するよう国立病院機構に要求しました。



全医労の取り組みについて取材を受けた時の動画 ▶



全医労の力で獲得した権利

【短期介護休暇】（無給）

要介護者が1人の場合、1年に5日、2人以上の場合は10日。



【介護休業】（無給）

家族が2週間以上にわたり介護が必要な場合、最長6ヵ月まで。



【リフレッシュ休暇】（有給）

年度を通じて2日間。残数2日を上限に繰り越し可。



【病気休暇】（無給）

1年度(4/1～翌3/31)に、1週間の勤務に日数に応じて、1～10日取得できる。

【忌引休暇】

職員の親族が死亡した場合、連続した日数（1～7日）

【年次休暇】

4月採用者は10日付与。

【育児休業】（無給）

子が1歳6ヵ月に達するまでの期間

【育児時間】（無給）

小学校就学前の子を養育する職員で、1日に2時間を超えない範囲



【結婚休暇】（無給）

連続する5日間取得。（結婚の日の5日前から結婚の日以降1ヵ月までの間）



非常勤職員の休暇制度を常勤職員なみに改善すること（無給の休暇を有給にするなど）。祝日法による休日、年末・年始は有給休暇にすることを要求しています。

同一労働同一賃金の実現に向け、非常勤職員の均等待遇を認めさせるよう今後も奮闘していきます。



あなたの雇用を守る全医労

《交渉により「繰り返し雇用の3年上限」をなくす》

■非常勤職員の制度見直しについて

■今まで



■2019年4月以降

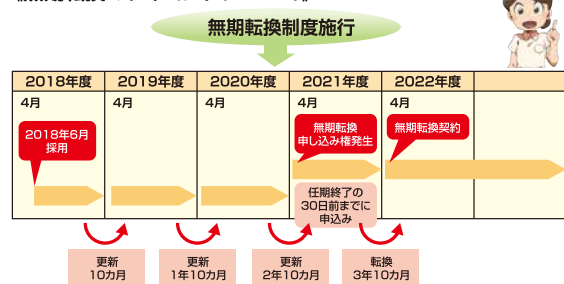


《無期転換申込権が発生するまでの通算契約期間を5年→3年に》

■2020年以降



《無期転換のタイミングについて》



今までは …

これまで国立病院機構で働く非常勤職員は、引き続き4年目の雇用を希望する場合、院外の応募者と同様に公募に応募し、選考の結果あらためて新規採用されるという手続きが必要でした。

2018年11月の全医労との団体交渉により、国立病院機構では2019年4月から、3年(看護師は5年)ごとの、繰り返し雇用の上限がなくなり、「いつ雇止めされるか」と不安で働いていた非常勤職員も、安心して働き続けられるようになりました。

国の制度(労働契約法)では、採用から5年後に無期転換の申請権が発生します。しかし国立病院機構では、全医労との交渉の結果、

2年短縮の3年で無期雇用の申込みができるようになりました。

無期転換の申込み権が発生する時期に安心して申込みできるようサポートしていきます。また、契約期間が3年を超える前にクレーシングの強要や業績評価を理由とした雇止めなどさせないように全医労は、みなさんをまもります。